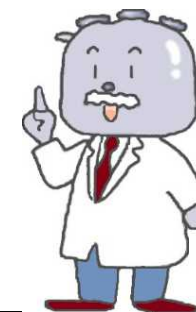




協議会の取組事例について



令和5年3月
環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室



浄化槽推進室HP : <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>

趣旨・目的

- ◆ 改正浄化槽法により、都道府県及び市町村は、行政や浄化槽関係者等を構成員とした協議会を設置することができる旨が制度化されたところ。
- ◆ 協議会は、浄化槽設置者の単独転換及び維持管理向上に対する支援や関係者との連携による浄化槽台帳の精度向上等に必要な協議・実施を促す法的なツールであり、情報基盤のツールである浄化槽台帳整備とあわせて、単独転換の促進や維持管理向上の推進に向けて、行政と事業者が連携して協調的に取り組んでいくための有効な仕組みとして期待されている。

概要

- ◆ 協議会の主な業務内容は以下のとおり。
 - ✓ 浄化槽管理者に対する支援（維持管理費用等の個人負担の軽減、一括契約の推進等）
 - ✓ 公共浄化槽の設置
 - ✓ 浄化槽台帳の作成・情報収集
 - ✓ 特定既存単独処理浄化槽に関する情報収集や除却判断等
- ◆ 協議会を組織する際は、以下の点に留意が必要。
 - ✓ 管内の浄化槽等の関係団体と協議の上、地域の実情にあった課題の設定、体制の設定を行う。
 - ✓ 地域の実情に合った構成員を検討する。具体的には、都道府県、市町村、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、保守点検業者、外部有識者等の中から、地域の実情や協議会の目的を踏まえて検討する。



協議会の活用目的、活用方法について

- ◆ 協議会を設置している自治体を対象に協議会の活用目的や具体的な取組内容などの事例調査を実施。
- ◆ 各協議会では、浄化槽の整備促進策の検討、適切な維持管理や法定検査受検率の向上に向けた検討等において協議会を活用。また、浄化槽台帳等の情報基盤についても、協議会の場を活用し、関係者間で連携して整備を推進。協議会の活用目的ごとに、具体的な協議会の活用方法を下表に整理した。

活用目的	活用方法
①浄化槽の整備促進策の検討	単独転換用の普及啓発用チラシの作成
	転換促進のためのアクションプログラムの作成
②適切な維持管理や法定検査受検率の向上に向けた検討	受検率向上に向けたアクションプログラムの作成
③浄化槽台帳等の情報基盤の整備	整備手順、目標年度を示す浄化槽台帳ロードマップの作成・共有
	維持管理業者が利用する報告システムの一括導入
	台帳システムの一括導入
	点検記録票の統一
	清掃業事業者の清掃コードと浄化槽管理コードの突合
	指定検査機関および業界側に情報提供を依頼するための検討
④浄化槽の施工や維持管理の技術向上	施工技術向上研修会の開催
	個人情報取り扱いやセキュリティに対する意識向上
⑤浄化槽管理者や住民への指導・啓発	浄化槽管理者を対象とした11条検査や保守点検・清掃の適正な実施に向けたチラシの作成

協議会における具体的な取組内容について①

- ◆ 前ページで示した協議会の活用方法について、具体的な取組内容を下表に整理した。

活用方法	取組内容
①浄化槽の整備促進策の検討	
単独転換用の普及啓発用チラシの作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 単独処理浄化槽が破損する前に見積依頼や事業者選定等の転換検討の準備を進めてもらうためのチラシを作成し、単独処理浄化槽の状況を一番理解している保守点検業者から浄化槽管理者に対して配布する。未管理浄化槽の管理者を対象に、<u>回覧板への挟み込み等</u>により配布する自治体もある。 ● チラシの問い合わせ先に協会及び自治体を記載して信頼性も確保する。協会に問い合わせが入ると、協会から複数の工事業者に見積提出依頼を行う。その後、工事業者から浄化槽管理者に見積を提出する。
転換促進のためのアクションプログラムの作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 課題、取組内容(用いるツールも含む)、到達目標(目標値、目標年度(中期目標、長期目標))、関係機関を整理し、<u>時系列でアクションプログラムを作成した</u>。中期目標時点で目標達成できていない場合は協議会で目標達成に向けた方針を検討する予定。【P5の図を参照】
②適切な維持管理や法定検査受検率の向上に向けた検討	
受検率向上に向けたアクションプログラムの作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 課題、取組内容(用いるツールも含む)、到達目標(目標値、目標年度(中期目標、長期目標))、関係機関を整理した。11条検査受検率について、下水道水洗化率と同程度とする目標を設定した。【P6の図を参照】

協議会における具体的な取組内容について①



◆ 活用事例：①浄化槽の整備促進～単独転換促進に向けたアクションプログラム～

ポイント：

- 課題別に取り組内容、実施期間、主な対応者を整理し、全体的な進め方を明確化。
- 段階別の目標値を設定し、取組の進捗を管理・評価がしやすい。

課題事項	C-1-c	転換促進			
課題内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業する時間、情報がない(工事) ・ 飛び込み営業しても信用してもらえない(工事) など 				
取組内容	協議会構成事業者によるチラシを活用した戸別訪問、事業者間（施工と維持）連携により市内浄化槽工事業者の転換を推進する。【ツール】R4年度転換推進用協議会チラシ作成				
到達目標	①転換基数：R2年度93基→R8年度135基→R13年度135基 ②増加率（対R2年度）：R8年度+45%→R13年度+45%				
目標値		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	①	135基	135基	135基	135基
	②	+45%	+45%	+45%	+45%
実施時期	短期				
関係機関	点検、清掃、施工	行政関与	大		

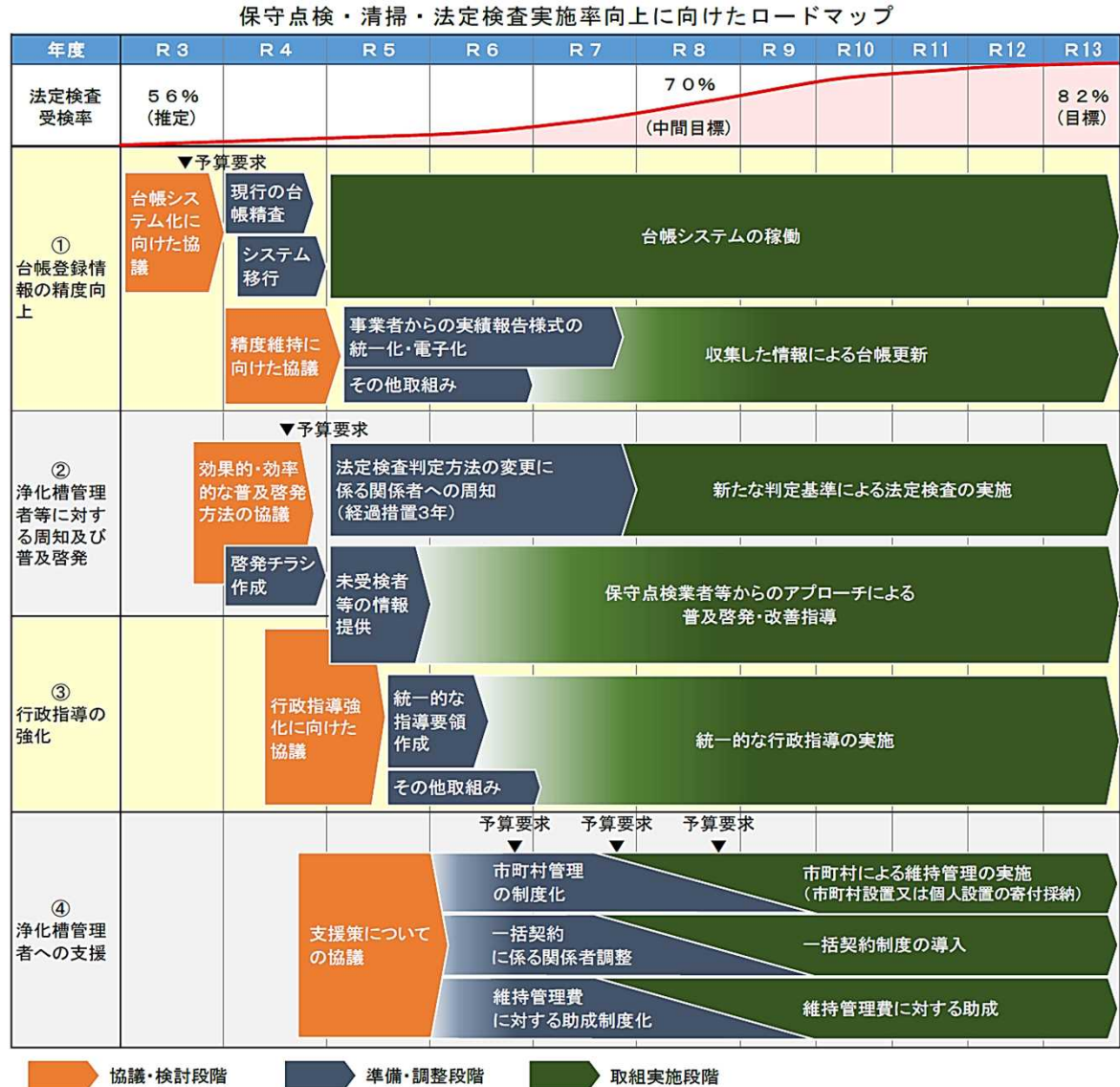
• 出所) 調査先自治体の提供資料

協議会における具体的な取組内容について①

◆ 活用事例：②適切な維持管理や法定検査受検率の向上～法定検査受検率向上に向けたアクションプログラム～

ポイント：

- 「法定検査受検率」という全体目標に対し、各取組の時期別の実施内容を整理。
- 取組の相互関係と合わせて、全体的な進め方が関係者間で共有しやすい。



協議会における具体的な取組内容について②

活用方法	取組内容
③浄化槽台帳等の情報基盤の整備	
整備手順、目標年度を示す浄化槽台帳ロードマップの作成・共有	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>4段階の整備手順(上下水道データと台帳との突合、法定検査情報の収集、保守点検・清掃情報の収集、台帳の活用)と手順ごとの目標年度を示すロードマップ</u>について協議・策定し、法定協議会ではロードマップに沿った整備を進めている。【P9～11の図を参照】
維持管理業者が利用する報告システムの一括導入	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>全事業者が同一システムを導入すれば、初期投資を抑えられ、自治体としても一括してデータを収集しやすくなる。</u>自治体から1つのシステムを提案せず、事業者にも複数システムのデモを体験してもらい、事業者が使いやすいシステムを導入する。
点検記録票の統一	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>今後統一様式で点検記録票を作成している他県の情報を収集し、協議会で共有する予定。</u>
台帳システムの一括導入	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>協議会で議論した結果、県が一括して台帳システムを契約し、各市町村から負担金の形で費用を徴収する。</u>
清掃業事業者の清掃コードと浄化槽管理コードの突合	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎月、清掃コードに紐づく情報をメールで提出してもらい、<u>自治体側で、清掃コードと市の浄化槽管理コードを突合して浄化槽台帳システムにインポートしている。</u>
指定検査機関および業界側に情報提供を依頼するための検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定検査機関および業界側に、台帳整備への協力を仰ぐため、<u>11条検査の受検率向上や清掃・保守点検の契約件数の増加に資する政策</u>(例：台帳システムを用いた未管理浄化槽に対する適切な指導方法)を検討する。

協議会における具体的な取組内容について③

活用方法	取組内容
④浄化槽の施工や維持管理の技術向上	
施工技術向上研修会の開催	● 浄化槽工事業者の <u>施工技術向上のために浄化槽協会が開催する研修会を開催</u> する。
個人情報の取り扱いやセキュリティに対する意識向上	● 事業者側の個人情報の取り扱いやセキュリティの意識が低いため、個人情報の取り扱いに係る知識を高めてもらうよう協議会でフォローする予定(具体的な方法は未定)。
⑤浄化槽管理者や住民への指導・啓発	
浄化槽管理者を対象とした11条検査や保守点検・清掃の適正な実施に向けたチラシの作成	● 浄化槽管理者への <u>統一的な説明を可能とする、適正な維持管理、転換促進のためのチラシを作成した。</u>

協議会における具体的な取組内容について②

活用事例：③浄化槽台帳等の情報基盤の整備

～整備手順、目標年度を示す浄化槽台帳ロードマップ①～

浄化槽台帳整備ロードマップ

ポイント：

- 「浄化槽台帳の整備」の課題に対する対応事項を分解。
- 取組事項（タスク）が整理されることで、詳細な進め方が分かりやすい。

		改正浄化槽法施行							
		2020(令和2)年度		2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		9	3	9	3	9	3	9	3
項目	取組事項	集中取組期間(3年)							
情報徴取・提供 データ突合	上水道給水情報等の徴取(市町)	→							
	下水道接続情報等との突合(市町)	→							
	し尿処理情報との突合(市町)	→							
	上水道給水情報等(下水道、し尿処理情報を除く)と浄化槽台帳との突合(市町)	→							
	法定検査情報の提供(協会)	情報の整理(協会) →							
	上水道給水情報等・浄化槽台帳と法定検査情報との突合(市町)	→							
	保守点検・清掃情報の提供(業界)	情報の整理(業界) →							
	上水道給水情報等・浄化槽台帳と保守点検・清掃情報との突合(市町)	→							
浄化槽管理台帳	浄化槽管理台帳の作成	→							
未管理浄化槽	未管理浄化槽の洗出し	→							
	浄化槽管理者への指導・助言	→							
無届浄化槽	無届浄化槽の情報収集、台帳への記載	→							
休止状態浄化槽	休止状態浄化槽の把握	→							
	休止浄化槽に係る手続(法第11条の2)	→							
所在不明浄化槽	所在不明浄化槽の詳細調査	→							
別途台帳	別途台帳として管理	→							

・ 出所) 調査先自治体の提供資料

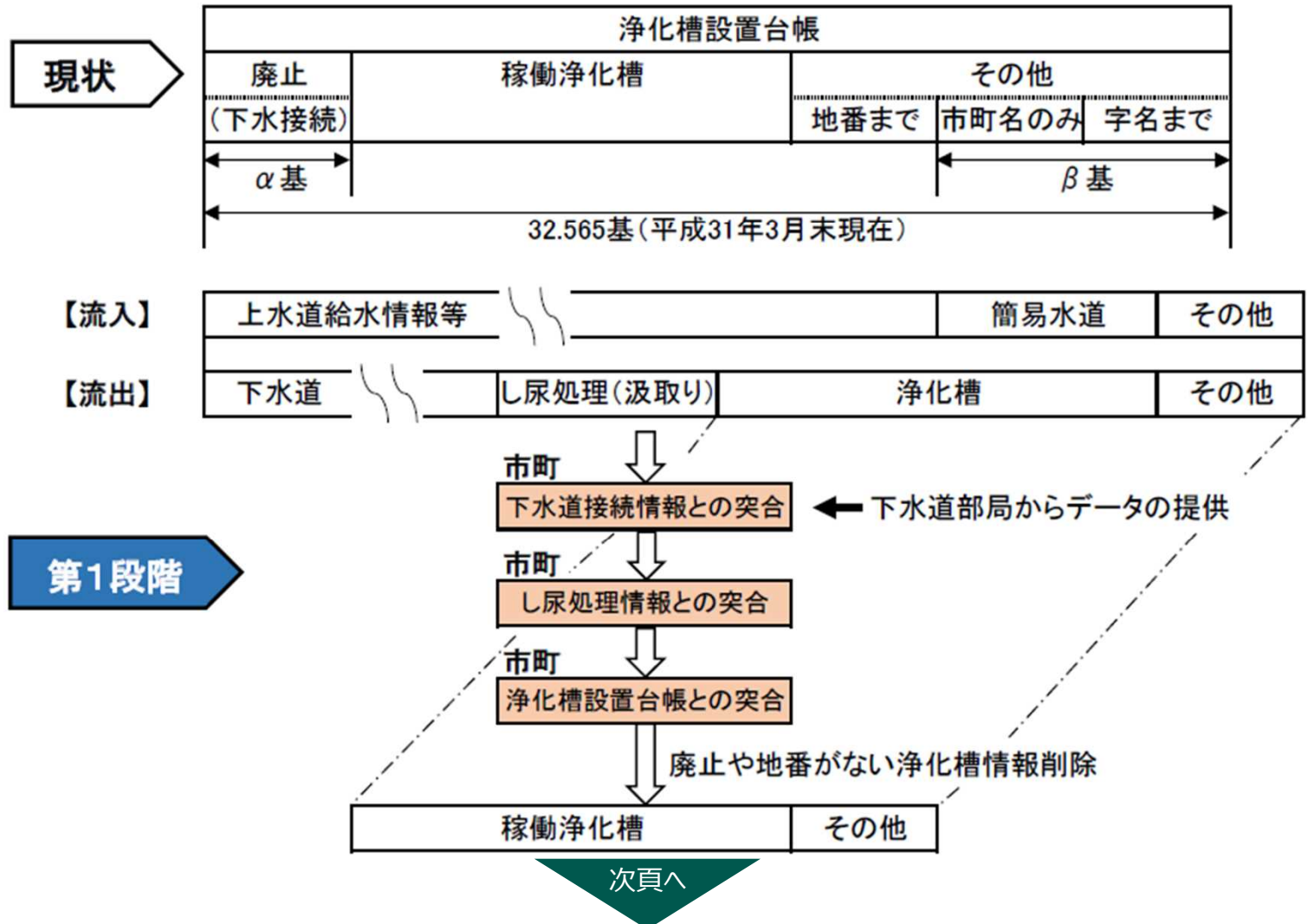
協議会における具体的な取組内容について②

活用事例：③浄化槽台帳等の情報基盤の整備
 ～整備手順、目標年度を示す浄化槽台帳ロードマップ②1/2～

浄化槽設置台帳から管理台帳へ

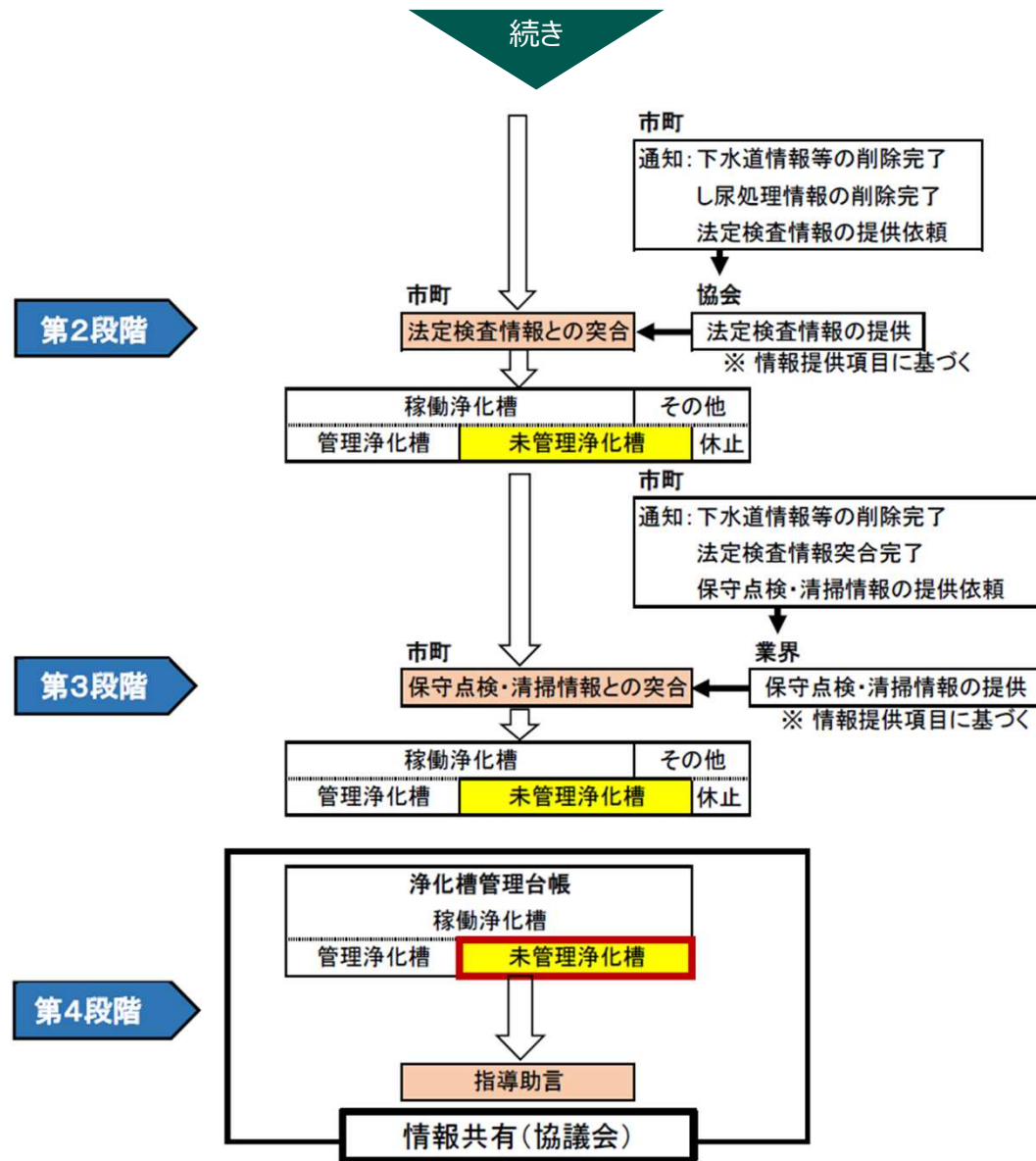
ポイント：

- 作業フローと合わせて、各段階の関係機関を整理することで、役割分担を明確化。



協議会における具体的な取組内容について②

活用事例：③浄化槽台帳等の情報基盤の整備
 ～整備手順、目標年度を示す浄化槽台帳ロードマップ②2/2～



協議会の円滑な運用に向けた視点

- ◆ 協議会を活用した取組の前提として、関係者間で円滑に連携できる素地を整えることが必要。
- ◆ 事例調査から把握できた、協議会の円滑な運用に向けた視点及び取組例を下表に整理した。

円滑な運用に向けた視点	取組例
各主体が協議会に参加する意義付け・動機付け	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報収集に苦勞していた工事業者や維持管理業者(小規模事業者や個人事業者等)が多い場合、自治体から協議会の場で直近の浄化槽行政等の情報を提供する。情報提供をきっかけに、各主体が地域の現状や浄化槽行政の動向を正確に把握し、積極的な課題解決に関与につなげる。 ● 協議会への参加や個別の取組の実施が、各主体の課題解決やメリット創出につながるような工夫を施す。例えば、浄化槽工事業者の施工技術向上のための研修会を開催する。【P8参照】
立場の異なる関係者間の調整	<ul style="list-style-type: none"> ● 各構成員の立場によって課題が異なることから、各主体の落としどころを見つけるために、都道府県が調整役を担う。
各主体が納得感を持てる協議会運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 協議会の開催前に議長の自治体が構成員から議案を聴取し、協議会の議事や運営に反映する。 ● 協議会開催前に事前協議という形で各主体と方針を共有する。 ● 協議会の開催前に、行政が示す方針を構成員に説明し、関係者の意見を収集しながら理解促進を図る。
各主体が自立的に行動するための工夫	<ul style="list-style-type: none"> ● 協議会で行う取組の進め方(誰が/いつ/何をするのか)を体系的かつ時系列で整理し、関係者間で共有する。 ● 例えば、法定検査の受検率向上に向けた取組を行う場合に、課題、取組内容、目標、関係機関を整理し、時系列でアクションプログラムを作成する。【P4, 6参照】
関係者間の適切な業務負担・コストの分担	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治体が一括契約して各権限移譲市町が同一システムを導入することで各行政の初期投資を抑える。

協議会の活用によって発現するメリットや効果

- ◆ 協議会を活用した各取組においては、その目的の達成のみならず、取組に関わる関係主体のメリットが創出されるような工夫がなされていた。以下にその内容を整理した。

協議会の活用目的	協議会の活用によって発現するメリットや効果	特にメリットや効果の還元が期待できる主体			取組事例(※)
		自治体	事業者	住民	
浄化槽の整備促進策の検討	関係主体間の連携体制の構築・強化による新たな整備促進策の確立		○		協議会を通じて単独転換促進のチラシ作成・配布するにあたって、保守点検業者が配布することで、 工事業者の業務負担の軽減(営業の不要) となる仕組みを構築した。
浄化槽台帳等の情報基盤の整備	労務や費用の分担・負荷軽減		○		・協議会において電子化システムの情報収集及び提供、デモ体験をサポートし、全事業者が同一システムを導入することにより、 事業者のシステム導入における労務や費用負担が軽減 される。また、研修を同時に受講することや、事業者間でシステムの利用方法を教え合うことによる業務効率化も期待できる。 ・自治体が導入する台帳システムを権限移譲市町分も含めて一括契約したうえで、各権限移譲市町が負担金を支払う仕組みとすることで、 権限移譲市町のシステム導入における労務や費用負担が軽減 される。
浄化槽の施工や維持管理の技術向上	研修会の受講や都道府県からの情報提供による知見習得・技術向上		○	○	浄化槽工事業者の施工技術向上や、保守点検業者の作業、対応レベル向上 を図るために、研修会を開催、または、外部研修会への参加を支援する。

(※)具体的な活用方法がイメージできるように、取組事例を整理し、メリットや効果を発揮するポイントを赤字で記載 13

まとめ

- ◆ 汚水処理施設の概成に向けた単独転換の推進や維持管理の向上のためには、行政の積極的な関与とともに、行政と事業者の連携協力による効果的な取組が不可欠。
- ◆ そのためには協議会の活用が極めて重要。協議会において、行政・事業者・住民がまず地域の課題を共有し、その課題解決に向けて、よく議論を行いながら、具体的な対策を進める必要。